

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380073

研究課題名(和文) 戦間期国際法理論の研究

研究課題名(英文) International law doctrines in the inter-war period

研究代表者

西 平等 (Nishi, Taira)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：60323656

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：国際連盟の時代の国際法学は、一般に、法律の万能を信じ、法の適用によって平和を維持することを目指していたと理解されてきました。それに対する批判として、国際政治学が生まれたということです。しかし、実際には、当時の国際法学の中では、法の適用によって紛争を解決することの限界を指摘し、法を変更する仕組みを作るべきだという意見が強く主張されていました。そのような批判的な国際法理論の中から、国際政治学的な考え方が形成されてきた、ということを明らかにしたのが、この研究の成果です。

研究成果の概要(英文)：Doctrines of International law in the era of the League of Nations have been generally understood as legalism, which considered legal norms as panacea to legal problems and tried to settle all kinds of international disputes through application of international law. According to this understanding, the international politics was born as a denial of the international law doctrine. But in fact, one of the most influential tendencies of international law in the inter-war period focused its attention on the limits of legal norms in international order. It did not consider the application of law as panacea to international problem, but stressed the necessity to make the dynamic system where international disputes would be settled through change of legal norms. In this tendency of international law theory, the thought of international politics was formed.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 国際政治思想史 法思想史 モーゲンソー 紛争の平和的解決

### 1. 研究開始当初の背景

連盟期の国際秩序構想については、国際法学においては、武力行使禁止原則と集団安全保障を中核とする国際連合体制が成立する過渡期として位置づけられ、戦間期の政治的・法理論的文脈のなかで理解するという努力が行われてこなかった。また、国際政治学においても、戦後アメリカ合衆国におけるリアリズムとリベラリズムの対抗という構図が戦間期思想の研究に持ち込まれ、理解がゆがめられる傾向にあった。

### 2. 研究の目的

同時代の政治的・法理論的文脈のなかで、連盟期の国際秩序構想を理解することが目的である。そのことを通じて、戦間期において非常に熱心に論じられていたにもかかわらず、従来の視角からはその意義が理解されてこなかった諸問題、なかんずく「紛争の裁判可能性」問題がどういう意味を持っていたのかを明らかにする。そのなかで、連盟期の国際法思想の傾向や、戦間期に生まれた国際政治学的思考の思想史的位置づけを明らかにする。

### 3. 研究の方法

戦間期の最重要問題であった紛争の裁判可能性問題の思想史的背景、政治的背景を、当時の文献・資料を用いて明らかにする。

### 4. 研究成果

本研究が明らかにした中心命題を要約すれば次のようになる。20世紀前半の国際法学において、法を勢力関係の表現とみなし、勢力関係の変動に伴って法の変更をめぐる重大な国家間対立が生じることを重視した動態的な国際法理論が、大きな影響力をもっていた。それは特に、国際紛争の裁判可能性という当時の重要な実践的問題において、紛争の性質論として論じられていた。

そして、そのような動態的国際法理論の問題関心を正面から引き受けることによって、status quoの維持を求める勢力とその変更を求める勢力との対立を基軸として国際関係を把握するモーゲンソーやカーの国際政治学的思考が成立する。すなわち、国際政治学的思考は、ユートピア主義的に法の万能を信じる国際法学を外側から批判することによって形成されたのではなく、危機の時代において法の限界を真剣に考察する国際法学の思索の中から生まれ出たのである。

本研究において探求された主要な問題は以下のとおりである。

第一の問題は、国際政治学的思考の特質である。＜独立の主権国家が、それぞれに自国の国益を自律的に追求しつつも、勢力均衡の仕組みを通じて、それなりに安定した国際秩序を実現しうる＞という秩序構想は、戦間期において成立した国際政治学的思考の特質ではない。それは、むしろ、自由な個体の中

核的自己利益（自己保存）を基盤として秩序を構想した合理主義的・自由主義的思考に親和的なものであって、18世紀・19世紀の古典的な国際法学の秩序構想を特徴づける考え方である。相対する自律的諸力が相互の抑制によって安定した状態を作り出すという均衡思想もまた、近代ヨーロッパにおける秩序構想のひとつの典型といえる。戦間期にその思想を形成したモーゲンソーやカーは、むしろ、そのような合理主義的・自由主義的思考に批判的な態度を取っている。

モーゲンソーは、フロイトの影響の下に、自己保存を中核とする自己利益への欲求から明確に区別されるところの、非合理で制御の難しい権力欲求を基軸として国際関係を論じる。また、彼の主著である『国際政治』では、勢力均衡の問題点の指摘に重点が置かれており、勢力均衡に対する極めて消極的な評価がなされている。

同様に、カーもまた勢力均衡による自己利益追求の調和を信じていない。彼の『危機の20年』においては、「利益調和論」が、誤った秩序構想として繰り返し批判されている。これは、＜自律的な個体が、その自己利益を追求することを通じて共同体の利益を実現し、安定した秩序を作り出す＞という自由主義的秩序構想への批判である。このような批判は、主権国家がその国益追求を通じて相互に抑制しあい、安定的な国際秩序を作り出すという勢力均衡思想に対しても当てはまるであろう。したがって、『危機の20年』において勢力均衡が全く論じられていないことは、カーが勢力均衡を否定的に評価していることを意味していると理解してよい。

戦間期に形成されたモーゲンソーやカーの国際政治学的思考の特質は、法を勢力関係の表現とみなし、勢力関係の変動に伴って、法の現状の変更をめぐる深刻な国家間対立が生じると考える点にある。このような秩序構想においては、status quoの維持を図る勢力と、その変更を求める勢力との間に、現行法の適用によって解決できない対立が生まれると考えられる。そのような対立の下では、法や倫理が、それぞれの勢力のイデオロギーとして利用されるだけではなく、「あるべき勢力均衡」という観念自体もまた、それぞれの代表する勢力関係のイデオロギーとして、対立を緩和して秩序を安定させるどころか、むしろ、対立を激化して秩序を動揺させるものとして機能することとなる。

第二に、このような特質をもった国際政治学的思考の思想史的位置づけが論じられた。＜国際法は、一定の勢力関係を前提に成立しており、勢力関係の変動に伴って法の変更をめぐる対立が不可避的に生じる。そして、この法の変更をめぐる国家間対立は、国際法の適用によって解決できない＞。このような動態的紛争の考え方が発展せられたのは、国際法学の内部においてである。1870年に観念論的法哲学者アドルフ・ラッソンによって提唱

された動態的国際法論は、20世紀初頭、観念論的傾向の強い公法・国際法学者エリヒ・カウフマンによって国際法解釈論・国際法理論のなかに取り入れられた。そもそも、国際法諸規範が歴史的な形成物であることを認める以上、歴史的現実が変動してゆくに際していかに国際法規範が変更されるべきか、という問題関心が不可避的に生じる。国際法を国内法と同様の実定法規範体系として構成することを目指す19世紀後半の実証主義的国際法理論が、その問題に正面から取り組むことを避けていたのに対し、カウフマンは、事情変更原則という解釈論上の原則を手掛かりとして、国際法における法変動の問題を正面から検討し、国際法秩序の独自の構造を明らかにすることを試みた。戦間期になると、国際紛争の裁判可能性の問題と関連づけられて、動態的な国際法論は、強い影響力を持つようになる。

法の変更をめぐる動態的紛争は法の適用による解決になじまない、という考え方からすれば、そのような紛争は、法の適用による紛争解決手続である国際裁判ではなく、別種の手続によって解決されるべきだということになる。すなわち、動態的紛争は、「非法律的紛争」もしくは「政治的紛争」として性格づけられ、その裁判可能性が否定される。このように、動態的紛争を根拠として国際紛争解決における裁判の役割、ひいては国際法規範の役割を限定的に捉える考え方は、戦間期において非常に有力な見解のひとつと言ってよく、1930年代に流行した「平和的変更論」もまた、そのような見解の一種として位置づけられる。

このような動態的な国際法論を引きつぐかたちで、モーゲンソーやカーの国際政治学的思考が形成された。彼らは、古い勢力関係に根拠をもつ status quo の維持を求める国家と、勢力関係の変動に対応して status quo の変更を求める国家との対立を、国際関係の主軸に置き、そのような対立の解決について国際法や国際裁判が果たしうる役割を極めて限定的なものとみなした。そして、勢力状況の変動を考慮して法そのものを変更しうるような紛争解決手続の構築を目指したのである。

第三に、動態的国際法論の国際法思想史上の位置づけと関連して、実証主義国際法学の思想史上の位置づけの見直しが行われた。人格間の合意の法的拘束力 (pacta sunt servanda) を自明視する理性法の伝統と異なり、人格間合意を法律行為として位置づけるドイツ法実証主義においては、国家間の合意は、それが人格間の合意であるというだけでは法的拘束力のあるものとはみなしえない。それゆえ、人格間合意を主体とする国際法規範の法的効力の基礎を理論的に再構築する必要に迫られた。その結果、生み出されたのが、イエリネクの自己拘束論や、トリーペルの共同意思定立論という、極めて技巧的な法

理論である。

動態的国際法論もまた、同様の問題状況の中から生み出された。自然法的に仮構された理性的国家人格の合意ではなく、現実の国家間の合意が国際法を定立するとすれば、その法的な効力の現実的な基盤が問われなければならない。すなわち、各国家が、その合意を法的に拘束力のあるものとして受け入れる現実的基礎とは何であるかが問題となる。そのような現実的基礎とは、合意が取り結ばれた時点での勢力関係や利益状況であろう。そうであるなら、勢力関係の変動に伴って、合意が現実的基礎を失う。そのような状況を、カウフマンは「事情変更原則」を手掛かりとして分析し、国際法を動態的に把握する理論を構築しようとした。

実証主義国際法学と動態的国際法論の方法的な相違は、政治状況や社会的勢力などの「非法律学的要素」への態度にある。法実証主義が、政治学的・社会学的要素を排除して、実定法素材の法律学的構成に専心する傾向を持ったのに対し、動態的国際法理論は、政治的要素や社会的諸力の関係に強い関心を持ち、それらを積極的に国際法学に取り入れようとした。

第四に、戦間期における動態的国際法論の意義を検討することを通じて、戦間期の国際法学についての理解を修正すべきことが論じられた。連盟の下では多様な平和構想が試みられたのであって、戦争の違法化のみが支配的であったわけではない。国家間の紛争を解決する実効的な仕組みを整備することによって戦争の原因を取り除くことや、大国によって構成される連盟理事会が、事案の性質に即して柔軟に紛争解決案を提案し、その政治的影響力を背景として当事国に受諾させるという、政治的調停の仕組みを発展させることなどが、有力な平和構想として提唱されていた。

実効的な紛争解決手続の整備を目指す平和構想においては、紛争の性質が問題となる。すなわち、いかなる性質をもった紛争が国際裁判による解決に適しているか、裁判による解決に適さない紛争についてはいかなる解決手続を準備すべきか、という問題が、理論的かつ実践的に意義あるものとして論じられたのである。そして、そのような問題を検討するなかで、国際法の適用による紛争解決手続としての国際裁判の限界が繰り返し論じられ、国際紛争解決における政治的要素の重要性や、勢力関係の変動に伴う平和的変更の必要性が、国際法学上の問題として議論された。

第五に、このような、政治的要素や勢力関係を重視する戦間期国際法学の傾向は、法思想史上いかに位置づけられるか、という問題がある。この問題を考えるに当たっては、20世紀初めの国内法において、現行の権利・義務関係を変更する仕組みを作り出すことによって集団間の対立を緩和するという考え

方が重要視されていたことを想起しなければならない。すなわち、労働法の生成・発展のことである。

19世紀終わりから20世紀初頭に発展する労働は、激化する労使間の階級闘争を緩和するための制度である。そこでは、十分な実力をもった労使の集団が、現行の権利・義務関係の変更をめぐる対立していることが前提とされている。それゆえ、厳格に法を遵守して、現行の労働契約に規定された権利・義務を適用するのではなく、むしろ、労使の勢力関係の変動を背景としつつ、それら権利・義務を変更することによって対立を緩和し、紛争を解決することが目指される。すなわち、厳しい階級対立の中で、暴力的・革命的な法変更を回避するために、平和的に法を変更する仕組みとして、労使団体間の労働協約や労働調停が制度化されていったのである。

法の変更をめぐる国家間の厳しい対立状況を緩和し、動態的紛争を解決する仕組みを構築しようとする戦間期の国際法学者たちは、このような労働法の経験に着目し、その成果を国際法にも生かすべく、労働への強い関心を示している。そして、そのような動態的な国際法学の関心を引き継ぐモーゲンソーやカーの議論にも、労働法思想との関連がはっきりと見てとれる。モーゲンソーは、「ドイツ労働法の父」とも言うべきジンツハイマーに師事しており、法の社会的基盤を問うその研究方法において、理論的にも強い影響を受けている。また、予定調和論を根拠とする自由放任主義のイデオロギー的性格を批判して、勢力間の対立を法の変更によって緩和することを説くカーの『危機の20年』の全体的構成は、労働法のアナロジーと呼ぶべきものとなっている。

勢力変動の中での法の役割をとらえ直そうとした戦間期の動態的国際法論やそれを受け継いだ国際政治学的思考は、労働法の生成・発展に表現される当時の法的思考、すなわち、社会的諸力の厳しい対立の中で生じる法変動を法秩序の中に取り込んでいこうとする法思考の、ひとつのヴァリエーションといっていよう。

このような国際政治学的思考と労働法との関連という視点から、第六の問題が派生する。すなわち、国際政治学的思考の持つ政治的傾向という問題である。そもそも、法を勢力関係の表現とみなす思考や、社会的勢力関係の変動に伴って法が変化するという視角は、左派的な思考に親和的である。法を、支配的な社会的力のイデオロギーとみなし、それゆえに社会的諸力の変動ともに法もまた変更されてゆくという思考は、リアリスト的であるとともに、きわめて左派的であると言ってよい。その意味では、カーだけではなく、モーゲンソーの思想もまた、左派的な思考と極めて親和的なのである。このことは、モーゲンソーが左派的な労働法学者に師事していたという事実の理解を容易にする。

本研究は、動態的国際法論を中心として、戦後の国際法学においてはほとんど忘れられていた戦間期国際法学の思想世界を再構成した。以上の六つの問題は、いずれもそのような視角をとることによって初めて把握可能となり、議論可能となったものといえる。これらの問題を論じることで、本研究は、戦間期国際法学の意義、戦間期に生まれた国際政治学的思考の意義、そして、国際法学と国際政治学的思考の関係を、根底から問い直したのである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 11 件)

西平等「連盟期国際法学における社会法モデル」『世界法年報』第36号  
2017年3月、33-58頁  
査読なし。

西平等「連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義(4・完)」『関西大学法学論集』第66巻4号  
2016年11月、45-79頁  
査読なし。

西平等「連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義(3)」『関西大学法学論集』第66巻2号  
2016年7月、33-67頁  
査読なし。

西平等「連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義(2)」『関西大学法学論集』第66巻1号  
2016年5月、22-61頁  
査読なし。

西平等「連盟期の国際秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義(1)」『関西大学法学論集』第65巻6号  
2016年3月、42-85頁  
査読なし。

西平等「動態的国際法秩序への解釈論的視座(3・完) カウフマンによる事情変更原則の分析」『関西大学法学論集』第65巻第5号  
2016年1月、178-193頁  
査読なし。

西平等「動態的国際法秩序への解釈論的視座(2) カウフマンによる事情変更原則の分析」『関西大学法学論集』第65巻第4号、  
2015年11月、60-108頁  
査読なし。

西平等「動態的国際法秩序への解釈論的視座(1) カウフマンによる事情変更原則

の分析『関西大学法学論集』第 65 巻第 3 号、  
2015 年 9 月、112-137 頁  
査読なし。

西平等「国際秩序の動態的把握 アドルフ・ラッソンの国際法批判論」『関西大学法学論集』第 65 巻第 2 号、2015 年 7 月、67-79 頁  
査読なし。

西平等「古典的国際法学との対照における国際政治学的思考の特質」『関西大学法学論集』第 65 巻第 2 号、2015 年 7 月、1-29 頁  
査読なし。

西平等「国際法学における安全保障構想の系譜 動態的に把握された勢力均衡の下での法秩序」『法律時報』2014 年 9 月号(1077 号) 59-65 頁  
査読なし。

〔学会発表〕(計 3 件)

西平等「戦間期国際法学における社会法モデルの思想史的意義」2016 年 5 月 14 日、世界法学会、専修大学(東京)

西平等「勢力変動の下での平和の構想」翰林科学院学術大会「平和」概念の期待地平と東アジア」2016 年 4 月 28 日、春川(韓国)

西平等「秩序の闡 非地政学的思考としてのカール・シュミットの圏域理論」2014 年 5 月 24 日、政治思想学会研究大会、関西大学(大阪)

〔図書〕(計 1 件)

西平等ほか、ナカニシヤ出版、ウェストフ  
ァリア史観を脱構築する：歴史記述として国際関係論、2016 年、260(186-210)頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

とくになし。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

西 平等 (NISHI, Taira)  
関西大学・法学部・教授

研究者番号：60323656

### (2) 研究分担者

齋藤 民徒 (SAITO, Tamitomo)  
金城学院大学・国際情報学部・教授  
研究者番号：10401019

川副 令 (KAWAZOE, Rei)  
佐野短期大学・総合キャリア教育学科・准教授  
研究者番号：40292809

伊藤 一頼 (ITO, Kazuyori)  
北海道大学・公共政策学連携研究部・准教授  
研究者番号：00405143